一般競争入札参加資格に必要な客観的要素の評定数値について

平成19年９月６日　建情第 630号
最終改正　令和５年３月７日　建管第1583号

このことについて、一般競争入札実施要領（平成８年６月13日付け管理第391号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「一般競争入札実施要領の制定について」）及び制限付一般競争入札実施要領（平成12年５月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局部長通達「制限付一般競争入札実施要領の制定について」）の規定に基づき、次の表のとおり定めたので通知します。

記

	一般土木工事	鋼橋上部工事	建 築 工 事	電 気 工 事	管　工　事
条件付一般競争入札	1,100点(※1)	950点(※1)	1,100点(※1)	1,010点(※1)	980点(※1)
	1,000点(※2)	890点(※2)	970点(※2)	920点(※2)	880点(※2)
予定価格の額が５億円以上の制限付一般競争入札	1,100点(※1)	950点(※1)	1,100点(※1)	1,010点(※1)	980点(※1)
	1,000点(※2)	890点(※2)	920点(※2)	850点(※2)	840点(※2)
予定価格の額が３億円以上５億円未満の制限付一般競争入札	1,090点(※3)	950点(※1)	920点(※3)	850点(※3)	840点(※3)
	970点(※4)	890点(※2)	760点(※4)	750点(※4)	740点(※4)

※１　単体企業又は特定建設工事共同企業体における代表者が満たす客観的要素の評定数値
※２　特定建設工事共同企業体における代表者以外が満たす客観的要素の評定数値
※３　単体企業又は特定建設工事共同企業体における代表者を含む構成員の２社が満たす客観的要素の評定数値
※４　特定建設工事共同企業体における構成員が３社の場合の上記※３以外の者が満たす客観的要素の評定数値
※５　鋼橋上部工事については、入札時に有効な経営事項審査の鋼構造物工事に対する総合評定値（Ｐ）

（建設管理局建設情報課工事管理係
建築局計画管理課管理契約係）